資料　１

北いわて通年型周遊滞在促進業務

企画コンペ実施要領

令和４年５月

岩　手　県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する**「北いわて通年型周遊滞在促進業務」**（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

１　業務内容

⑴　業務件名及び数量　**「北いわて通年型周遊滞在促進業務」**一式
⑵　業務の仕様等　資料２「業務仕様書」のとおり
⑶　履行期間　委託契約締結日から令和５年２月 28 日まで
⑷　予算額　**４３８千円以内（税込）**

２　コンペ参加者の資格に関する事項

本業務に関するコンペ参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格の要件（以下「参加資格」という。）全てを満たし、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めたうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

共同提案の場合、県は必要に応じて代表者以外の構成員についても、「３　企画コンペ手続等に関する事項」に定める参加資格の確認に必要な書類の提出を求める場合がある。

〔参加資格〕

(1)　本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

(2)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(3)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

(5)　参加資格確認申請書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成 23 年 10 月５日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(6)　参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年６月６日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年３月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

(7)　単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3　企画コンペ手続等に関する事項

(1)　担当室課

〒028-8042　岩手県久慈市八日町１－１　 岩手県県北広域振興局経営企画部産業振興室
電話：0194-53-4981　／　ＦＡＸ：0194-53-1720
電子メールアドレス：BK0001@pref.iwate.jp

(2)　関係資料の交付

企画コンペ手続き等に関する下記の要領等について、岩手県公式ホームページトップページ右端上「県政情報」＞「入札・コンペ、公募情報」＞「コンペ」＞「コンペ参加者募集情報」内に掲載する。

- ・資料１　　企画コンペ実施要領（本書）
- ・資料２　　業務仕様書
- ・資料３　　企画コンペ提案書作成要領
- ・資料４　　企画コンペの審査について
- ・参考資料　企画コンペ事務処理手順

(3)　実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は【様式 1-1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア　受付期間　　**令和４年５月 20 日（金）～令和４年５月 26 日（木）午後５時まで**
イ　受付場所　　３(1)に同じ
ウ　提出方法　　電子メール又はＦＡＸ。
エ　回答方法及び期日
　全ての質問事項と回答事項をとりまとめて、**令和４年５月 30 日（月）に、岩手県ホームページ上に掲載する。**

(4)　参加資格の確認

コンペ参加者は下記により、参加資格確認申請書類を３(1)まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア　参加資格確認申請書類

- ・【様式 1-2】企画コンペ参加資格確認申請書
- ・【様式 1-3】会社概要及び過去５年間の主な媒体制作等実績（パンフレット等でも可）
- ・【様式 1-4】受付票

イ　提出期限　**令和４年５月 31 日（火）**
- ・　持参の場合は、午前９時から正午まで又は午後１時から午後５時までの間に３(1)に直接提出のこと。
- ・　郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに３(1)に必着のこと。

ウ　提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加することができないものとする。
エ　参加資格の確認結果は、令和４年６月２日（木）までに郵送により書面で行う。
オ　資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがある。

(5)　参加資格の喪失

コンペ参加者は「４　委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(6)　企画コンペ提案書等の提出

ア　コンペ参加者は別添資料３「企画コンペ提案書作成要領」で定める書類（以下「コンペ提案書等」という。）を３(1)まで持参又は郵送により提出しなければならない。なお、コンペ参加者１者につき１提案とし、**令和４年度事業提案に係る費用の額は、１(4)に定める予算額（見込）を超えないものとすること。**

イ　**提出期限　令和４年６月８日（水）**

- 持参の場合は午前９時から正午まで又は午後１時から午後５時までの間に、３(1)に直接提出のこと。
- 郵送の場合は、二重封筒とし、中封筒にコンペ提案書等及び企画コンペ参加資格確認結果通知書の写しを同封のうえ密封し、外封筒に「コンペ提案書在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて３(1)あてに親展で期日までに提出のこと。(必着のこと)。

ウ　期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

エ　一度提出したコンペ提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(7)　企画コンペ提案の無効

３(4)ウ及びオにより参加資格が認められなかった者の企画コンペ提案及び下記のいずれかに該当する企画コンペ提案は無効とする。

ア　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条(虚偽表示)又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

イ　誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ　その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(8)　企画コンペへの不参加

ア　参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者が「４　委託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに、【様式 1-5】「企画コンペ参加辞退届」を３(1)まで持参又は郵送により提出しなければならない(必着のこと)。

イ　上記アによりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

４　委託候補者の選定方法等に関する事項

(1)　委託候補者の選定方法

ア　別添資料４「企画コンペの審査について」に基づき、企画コンペ審査を行う。

なお、コンペ提案書等の内容が予算額を超えた場合は、企画コンペの審査の対象としないものとする。

イ　企画コンペ審査は、下記により開催する委託企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において行うものとし、委員会の日時及び場所について、県は事前にコンペ参加者に対して通知する。

なお、企画コンペ審査の際、コンペ提案書等についてコンペ参加者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコンの使用を認めるが、追加資料等を提出することは認めない。

(ｱ)　日時　令和４年６月 15 日（水）（予定）

- プレゼンテーションの順番については、コンペ提案書等の提出の際にくじで決める。なお、くじを引かない者及び郵送により提出した者があるときは、これに代え

て当該事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

・　プレゼンテーションの時間は、１者当たり 20 分（説明 10 分、質疑応答 10 分）とする。ただし、コンペ参加者が多数になる場合には変更することがある。

(ｲ)　場所（予定）　久慈市内

ウ　コンペ参加者が４者を超える場合には、委員会の一次審査部会において、コンペ提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された４者により、委員会において、コンペ提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。

コンペ参加者が４者以下であった場合には、一次審査は行わない。

エ　委員会の審査を基に県が第１順位の委託候補者を決定する。

オ　企画コンペの結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

カ　第１順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

キ　新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、企画コンペ審査の開催方法等を変更する場合がある。その場合には、別途参加資格者あて通知する。

(2)　留意事項

受託候補者との委託契約締結にあっては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、県と受託候補者が提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に契約締結するものとする。

５　契約に関する事項

(1)　契約書作成の要否　　要

(2)　契約保証金　岩手県会計規則に基づき判断する。

(3)　コンペ提案書等との関係

コンペ提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4)　落札者等の公表

県は、本契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年 11 月１日政令第 372 号）」、「情報公開条例（平成 10 年 12 月 11 日条例第 49 号）」等に基づき、必要事項を公表する。

６　調達手続の停止等

岩手県政府調達苦情検討委員会から調達手続きの停止等の要請があった場合は、調達手続を停止等することがある。

７　公正な企画コンペの確保

(1)　コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2)　コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自にコンペ提案書等を作成しなければならない。

(3)　コンペ参加者は、企画コンペの前に、他のコンペ参加者に対してコンペ提案書等を意図的に開示してはならない。

(4)　コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させず、

又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

８　その他

(1)　提出書類の取扱い

ア　コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。

イ　提出書類は返却しない。

ウ　なお、提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてコンペ参加者が負う。

(2)　コンペ参加者が本企画コンペに要した費用については、全てコンペ参加者が負担するものとする。

(3)　手続きの停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4)　企画コンペ参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、入札参加制限等の措置を行うことがある。

(5)　入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあっては、参加資格を認めないことがある。